

「居住支援協議会等が必要と認める改修工事（令和7年12月時点）」

居住支援協議会名：東京都居住支援協議会

＜記入要領＞

今般の変更後の「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」の対象候補を、以下のとおり「補助対象工事細目一覧」にしましたので、各居住支援協議会等が必要と認める改修工事に該当するもの（共用部分・住戸部分）に○をつけてください。

| 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 補助対象工事細目一覧 | | 共用 | 住戸 |
|---|--|----|----|
| 居住支援協議会等が必要と認める工事 | | | |
| 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事 | | | |
| 車いす対応台所の設置等 | | ○ | ○ |
| 車いす生活者等に配慮したコンセント位置の移設又は設置 | | ○ | ○ |
| 福祉型便所の設置等 | | ○ | ○ |
| 脱衣所、玄関に腰掛け台の設置（固定） | | ○ | ○ |
| 聴覚障害者用お知らせランプの設置 | | ○ | ○ |
| 点字表示の設置 | | ○ | ○ |
| 居室の水栓器具の取替え（レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワー等への取替え） | | ○ | ○ |
| 居室のサッシのクレセントを大型レバー型に改修 | | ○ | ○ |
| 屋根除雪作業のための軽減措置（融雪装置の設置等） | | ○ | ○ |
| ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室） | | | |
| 断熱材の設置 | | | |
| 断熱タイル設置 | | ○ | ○ |
| 断熱フローリングの整備 | | ○ | ○ |
| グラスウール・押出し発泡ポリスチレン等の増設 | | ○ | ○ |
| 断熱サッシの設置 | | | |
| 内窓設置 | | ○ | ○ |
| 複層ガラス設置 | | ○ | ○ |
| 断熱雨戸設置 | | ○ | ○ |
| 遮熱ガラリ設置 | | ○ | ○ |
| 気密シートの設置 | | ○ | ○ |
| 暖房便座への更新（温水シャワー付含む） | | ○ | ○ |
| 遮熱塗装 | | ○ | ○ |
| 子育てなどに配慮した改修（子育てに配慮した住宅のガイドライン記載内容などの改修）別表 | | ○ | ○ |
| ①物件取得の直後又は②サブリースにより住宅を供給する主体がサブリース物件の借上直後 に行う、居住のために最低限必要な改修工事 | | | |
| 洗面、便所、浴室等水回りの設備の設置 | | | ○ |
| 劣化した内装材の改修 | | | ○ |

別表 子育てなどに配慮した改修（子育てに配慮した住宅のガイドライン記載内容などの改修）

| 項 目 | 工事内容等 |
|-------------------------|---|
| （１）基本性能等に関する配慮事項 | |
| 段差解消 | 住戸内、バルコニー出入口の段差の解消 |
| 転落防止・落下物による危険防止 | 危険防止のための手すりの設置 転落防止措置 |
| 防犯対策 | 防犯カメラの設置 カメラ付きインターホンの設置 合わせガラス、防犯フィルム、鍵付きクレセントの設置 防犯対策用の鍵に交換 |
| 防音対策 | 界床、界壁、開口部（サッシ等）の防音性確保 |
| （２）単位空間別の配慮事項 | |
| 玄関 | ドアストッパーやドアクローザーの設置 |
| | 指挟みの防止措置 |
| | ベビーカー、三輪車置場の確保 |
| | 手すりの設置 |
| | 補助照明の設置 利便性への配慮（エントランス部） ・オートロックの設置 ・宅配ボックスの設置 |
| 洗面所・脱衣所 | 利便性への配慮 |
| | ・操作しやすい水栓器具の設置 |
| | ・シャワーヘッド付水栓の設置 |
| | 手すりの設置 |
| | 暖房機等の設置 住戸内洗濯機置き場の設置 |
| 浴室 | 進入防止鍵等の設置 |
| | 防滑床への変更 |
| | 手すりの設置 |
| | 広さの確保 |
| | 水栓器具へのやけど事故防止措置 |
| | 浴室暖房乾燥機の設置 |
| トイレ | 広さの確保 |
| | 手すりの設置 |
| | 外から開けられる鍵の設置 |
| | 外開き又は引き戸の設置 |
| | 洋式便器への変更 |
| 台所 | 対面式キッチンの設置、広さの確保 |
| | 利便性への配慮 |
| | ・操作しやすい水栓器具の設置 |
| | 危険防止設備等の設置 ・チャイルドロック付き調理器の設置 ・ガス漏れ検知器の設置 |

| 項目 | 工事内容等 |
|------------|--|
| 建具 | ドアストッパーやドアクローザーの設置 |
| | 指挟みの防止措置 |
| | 引き戸の指挟み防止措置 |
| | 折戸の指挟み防止措置 |
| | 使いやすい形状の取っ手の設置 |
| | ドア内のガラスを安全ガラスに変更 |
| 居室 | ワイドスイッチの設置 |
| | シャッター付コンセントの設置 |
| | コンセント位置の移設 |
| | 収納スペースの確保 |
| | 壁等の出隅の面取り |
| | 緩衝材の設置 |
| | 家具等の転落防止措置 ・ 付け長押の設置 ・ 家具を固定するための下地の設置 |
| | 可変性のある間取りへの改修 |
| バルコニー | チャイルドロック付避難ハッチの設置 |
| | スロップシンクの設置 |
| 住戸内通路及び出入口 | 幅員の確保 |
| 住戸内階段 | 手すりの設置 |

※その他、「子育てに配慮した住宅のガイドライン」における「建物を整備する際の配慮事項」を含む。

なお、整備の目安については、「子育てに配慮した住宅のガイドライン」を参考にすること。